

標 題：

フランス SERPE-IESM 社製衛星EPIRB
型式 KANNAD 406 FHの設置方法
について

NKテクニカル インフォメーション

No.:1 2 2

Date:平成5年11月1日

船主，造船所各位

拝啓，貴社益々御清栄の段お慶び申し上げます。

さて，1974年 SOLAS 条約の 1988 年改正（GMDSS 改正）により，全ての船舶は衛星 EPIRB を装備することが要求されていることはご既承の通りです。

そして 1988 年改正第IV章第7規則6により衛星 EPIRB は，船舶が沈没した時，自動的に浮上して自動的に作動することが要求されております。

一般に，自動離脱浮上装置を垂直に設置する形式のものが多く見受けられますが，フランス SERPE-IESM 社製の衛星 EPIRB 型式 KANNAD 406 FH は，蓋付きの長方形の箱型容器が自動離脱浮上装置で，これを船体構造物等に水平に設置するように指定されています。

最近、メーカーの指示に反し垂直の状態で設置されたこの型式の衛星 EPIRB が何例か報告されていますので，この型式の衛星 EPIRB の自動離脱浮上装置の取付けには特に留意されますようお願い申し上げます。

また、既に設置されている船舶で，メーカーの指示通り水平に設置されていない船舶につきましては、メーカーの設置方法の指示書に従って設置し直すよう船長に御指導下さい。

敬具